

平成十四年三月二十六日受領
答 弁 第 四 九 号

内閣衆質一五四第四九号

平成十四年三月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案に対する責任に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出外務省の鈴木宗男衆議院議員にかかわる一連の事案に対する責任に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「鈴木議員にかかわる一連の騒動」の意味や対象とする事実の範囲が必ずしも明らかではないが、外務省においても問題があったと認識しているのは、例えば次の事案である。

- 1 北方四島住民支援事業に係る事案
 - 2 コンゴ民主共和国の在京臨時代理大使に対する外交官等身分証明票の発給に係る事案
 - 3 タンザニア連合共和国所在のキマンドル中学校の講堂及び事務管理棟の建設のための鈴木宗男衆議院議員からの資金の送金に係る事案
 - 4 ムウエテ・ムルアカ氏の在留資格に係る事案
- 二から四までについて

外務省においては、一について述べた事案を含め、関係した当時の外務省幹部から事実関係を聴取した上、本年三月末を目途として、この聴取結果を踏まえて採るべき人事上の措置について結論を得たいと

考えている。